

報告事項1（意見聴取）

平成28年度「府立学校に対する指示事項」及び「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」について

標記について、別紙のとおり報告し、委員会に意見を求める。

平成28年1月22日

<参考>

〔根拠規程〕

大阪府立学校条例

（学校運営に関する指針）

第五条 大阪府教育委員会は、基本計画（大阪府教育行政基本条例第三条に規定する基本計画をいう。）を踏まえ、府立学校に共通してその運営の指針となるべき事項を定め、府立学校に対し、これに基づいて学校の運営を行うよう指示するものとする。

大阪府教育行政基本条例

（市町村教育委員会に対する指導等）

第八条

2 委員会は、基本計画を踏まえ、市町村に共通する教育の基本方針を定め、市町村教育委員会に対し、指導、助言又は援助を行うものとする。